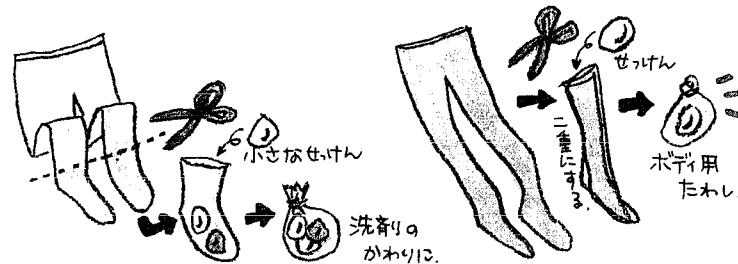


### ● ストッキングはこんなに便利

伝統したストッキングを流し台の生ごみの水切りに使うことは、もう常識になっています。洗濯ネット代わりにして、洗濯物を入れて洗う人も大勢います。ストッキングはすぐに伝線してしまう消耗品と思われがちですが、その丈夫さと弾力のしなやかさはほかに並ぶ物がないほどすぐれています。

ふくらはぎのところで切って小さなせっけんをいくつか



### ● ポロタオルの活用法

使い古したタオルは、ぞうきんにする以外にもいろいろな使い道があります。バスタオルでエプロンを作ったり、鍋つかみや赤ちゃんのためのぬいぐるみにリフォームしたり、丈夫で水に強く、柔らかいといったタオルの持つ素材の特徴を生かして工夫をしてみましょう。



### 廃棄物の野焼きは特例を除き全面禁止となります

- 廃棄物処理法の改正により平成13年4月1日から適用になります。
- 廃棄物は基準に適合した焼却炉で処理する必要があり、野焼きは処罰の対象になります。（ドラム缶等は適合しません。詳細は住民課にお問い合わせ下さい）
- 特例は次のような場合です。
  - ・災害の予防、対策、復旧に必要なもの
  - ・風俗習慣上又は宗教上の行事
  - ・農林漁業を営むためのやむを得ないもの
  - ・日常生活上のたき火、キャンプファイヤーなどの軽微なもの

## 4月から家電リサイクル法が施行されます

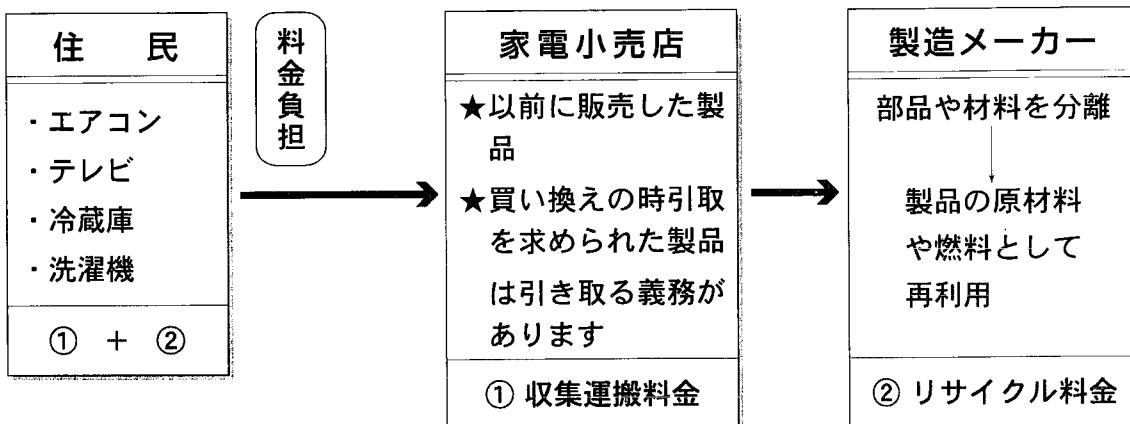
この法律は、特定の家電製品4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減らし、資源の有効活用を推進するための法律です。

現在、この4品目は、白根広域事務組合が粗大ゴミとして個別収集し処理していますが、4月以降は、原則として粗大ゴミとして引き取りませんので、家電小売店に引き取ってもらってください。

「住民のみなさんが一定のリサイクル料金と収集運搬料を負担」し、「家電小売店が回収」、「メーカーがリサイクル」するというのがこの法律の目的です。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

### ● エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機を処分するとき



※家電小売店で引き取り義務のない家電製品4品目

住民（現行の粗大ゴミ処理券 + ②リサイクル料金）→ 白根広域事務組合

### ● リサイクル料金および収集運搬料金が必要です

品目	②リサイクル料金（税別）
エアコン	3,500円
テレビ	2,700円
冷蔵庫	4,600円
洗濯機	2,400円

+

① 収集運搬料金（税別）
家電小売店が家電品を引き取り、製造メーカーの指定場所までの収集運搬料金

※主な製造メーカー公表料金です。

※料金は、各家電小売店にご確認ください。